

# 令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

日頃より、当市の行財政の運営について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産を所有する方は、地方税法第383条により毎年1月1日現在において所有する償却資産を申告いただくことになっております。

つきましては、同封いたしました申告書等を作成のうえ、下記の期限までにご提出いただきますようお願ひいたします。

## 【提出期限】

令和8年2月2日(月)

## 【提出先及び問い合わせ先】

〒308-8616  
茨城県筑西市丙360番地  
筑西市役所本庁舎2階⑧-2番窓口

筑西市財務部資産税課 償却資産担当

TEL 0296-22-0527 (直通)  
受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

○申告書を郵送で提出される方で受付印を押印した控用の申告書の返送を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、返送にはお時間をいただく場合がありますことをご了承願います。

○令和8年1月1日現在、事業を廃止等(廃業、解散、市外移転)された方は、  
『償却資産申告書』の「18備考欄」に内容を記載のうえ、『申告書』のみ提出してください。  
○種類別明細書(提出用)の控えが必要な場合は、お手数ですがコピーをお取りください。



## (目次)

### 1.申告方法について

(1)申告区分	2
(2)提出書類	2
(3)電子申告	2

### 2.償却資産とは

(1)償却資産とは	3
(2)償却資産の種類と具体例	3
(3)申告の対象となる資産	3
(4)申告の必要がない資産	4

### 3.償却資産の課税等について

(1)税額の計算方法について	5
(2)非課税となる償却資産	6
(3)課税標準の特例が適用される償却資産	6
(4)耐用年数の短縮等を適用した償却資産	6
(5)国税との相違点	7
(6)償却資産と家屋の区分	7

### 4.申告書類の記載例

(1)償却資産申告書の書き方	9
(2)種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方	10
(3)種類別明細書(減少資産用)の書き方	11

### 5.その他

(1)申告内容の確認調査について	12
(2)過年度への遡及について	12
(3)申告に際しての注意点	12
(4)個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合	12
(5)農耕作業用トレーラの申告について	12
(6)耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い	12
(7)申告がない場合の「みなし課税」について	12

(この手引きは令和7年10月現在において作成しています。)

# 1.申告方法について

## (1)申告区分

### ①一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、市で行います。

電子申告による提出の場合は、申告区分「増加資産／減少資産申告」等により申告してください。

### ②電算処理方式

賦課期日(1月 1 日)現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額を計算した上で申告していただく方式です。電子申告による提出の場合は、申告区分「全資産申告書(電算処理分)」等により、申告してください。

## (2)提出書類

1月 1 日(賦課期日)現在筑西市内に所有しているすべての償却資産を次の提出書類・様式により、申告してください。

申告していただく方	提出書類・様式 償却資産申告書	提出書類・様式		
		種類別明細書		提出用
		増加資産・全資産用	減少資産用	
一般方式	初めて申告される方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	増加または減少した資産のある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	増加または減少した資産のない方	<input type="radio"/> 「18 備考欄」に増減なしと記載してください。	<input type="radio"/>	
	事業を廃止された方 (廃業、解散、市外移転)	<input type="radio"/> 「18 備考欄」に内容を記載してください。		
	償却資産を所有されていない方	<input type="radio"/>		
電算処理方式	初めて申告される方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	前年以前に電算処理方式により申告された方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	事業を廃止された方 (廃業、解散、市外移転)	<input type="radio"/> 「18 備考欄」に内容を記載してください。		
	償却資産を所有されていない方	<input type="radio"/>		

## (3)電子申告(eLTAX)の申告について

事前にパソコン環境、電子証明書等の準備が必要になります。詳細は、eLTAX ホームページに掲載されています。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク TEL0570-081-459

(受付時間 9:00~17:00 土日祝日及び年末年始 12/29~1/3 を除く)

## 2. 償却資産とは

### (1) 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供される資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

### (2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構 築 物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、井戸
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、屋外に埋蔵されたガス・水道等の配管、LAN 設備等 テナントが施工した内装・造作・建築設備等(特定附帯設備)
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、農業用機械、クレーン等の建設機械、太陽光発電設備等
3 船舶		ボート、釣船、遊覧船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車 ・9 ナンバー(クレーン車・フォークリフト等) ・0 ナンバー(ブルドーザー・トラクタショベル等建設重機) ※構内運搬車、農耕作業用自動車等(小型特殊自動車の規格外車両)
6 工具、器具及び備品		事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、絵画、美術品等

### (3) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、市内にある事業の用に供することができる資産です。  
なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
  - イ 建設仮勘定で経理されている資産(完成して事業の用に供している部分)及び簿外資産
  - ウ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
  - エ 未稼働の資産(既に完成しているが、いまだ稼働していない資産)
  - オ 改良費(税務会計上の資本的支出に該当するもの)
  - カ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
  - キ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

#### (4)申告の必要がない資産

次の資産は償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- イ 無形減価償却資産(例:アプリケーションソフトウェア、特許権)
- ウ 繰延資産(創立費、開業費等)
- エ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満で、法人税法または所得税法の所得の計算上、一時に損金(必要経費)に算入するもの
- オ 取得価額が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却するもの

#### 《参考》少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをおいいます。

このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税(償却資産)の申告の対象となります。

また、地方税法施行令第49条ただし書により、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、取得価額が20万円未満の資産は固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却※1	申告対象			
中小企業特例※2	申告対象			
一時損金算入※3	申告対象外			
3年一括償却※4	申告対象外			
リース資産※5	申告対象外	申告対象		

※1 個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※2 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

※3 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※4 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※5 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産

### 3. 償却資産の課税等について

#### (1) 税額の計算方法について

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基に、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。

前年中に取得した資産(※1)	前年前に取得した資産(※2)
取得価額×(1-減価率/2)=取得価額×A	前年度評価額×(1-減価率)=前年度評価額×B

この方法により計算し、最低限度額(取得価額の5%)まで減価します。

※1 半年分の減価残存率で、6ページの減価残存率表のA欄の率です。

※2 1年分の減価残存率で、6ページの減価残存率表のB欄の率です。

**取得価額**…償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、その他当該償却資産を事業用に供するために直接要した費用を含む)をいいます。

**消費税の取扱い**…国税において税込経理をしている場合は税込価格を、税抜経理をしている場合は税抜価格を取得価額としてください。消費税免税事業者は税込経理となります。

**【例】 取得価額 250,000 円 取得時期令和 7 年 7 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合**

(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率…0.781)

(耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率…0.562)

令和 8 年度  $250,000 \times 0.781 = 195,250$  円

令和 9 年度  $195,250 \times 0.562 = 109,730$  円

令和 10 年度  $109,730 \times 0.562 = 61,668$  円

令和 11 年度  $61,668 \times 0.562 = 34,657$  円

令和 12 年度  $34,657 \times 0.562 = 19,477$  円

令和 13 年度  $19,477 \times 0.562 = 10,946$  円 < 12,500 円

令和 13 年度で算出額が取得価額の 5% (12,500 円)より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。

#### 課税標準額

令和 8 年 1 月 1 日現在の償却資産の価格(評価額)の合計額が課税標準額となります。なお、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じて課税標準額を計算します。

#### 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額の合計} \\ (1,000 \text{ 円未満切捨て})} \times \boxed{\text{税率} \\ (1.4\%)} = \boxed{\text{税額} \\ (100 \text{ 円未満切捨て})}$$

#### 免税点

償却資産の課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は、課税されません。

## 減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		A 前年中取 得のもの	B 前年前取 得のもの			A 前年中取 得のもの	B 前年前取 得のもの			A 前年中取 得のもの	B 前年前取 得のもの
				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.28	0.860	0.72	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.25	0.875	0.75	18	0.12	0.940	0.88	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

### (2) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び附則第14条の規定により非課税となる資産を新たに取得した方は、非課税に該当することが確認できる書類を添付して、「固定資産税非課税申告書」を提出してください。

### (3) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、附則第15条の規定により課税標準の特例の適用を受ける資産を新たに取得した方は、特例に該当することが確認できる書類を添付して「固定資産特例該当申告書」を提出してください。 【例】先端設備等導入計画に基づいて取得した設備等

### (4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、国税局長又は税務署長に提出した書類を添付し、ご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められていません。

#### 《添付書類一覧》

事項	国税における所轄	添付書類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書(写)
増加償却	税務署長	増加償却の届出書(写)
耐用年数の確認	税務署長	耐用年数の確認に関する届出書(写)

## (5)国税との相違点

項目	地方税の取扱い (固定資産税)	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日 (1月1日)	事業年度 (決算期)
減価償却の方法	定率法 「固定資産評価基準」に定める減価率	定率法・定額法(選択制)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月賦償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の 5%	備忘価格(1円)
改良費の評価方法	区分評価	区分評価(一部合算也可)
中小企業者等の少額資産の損 金算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず認められません	認められます

## (6)償却資産と家屋の区分

### ①家屋と償却資産の区分

建物附帯設備(建築設備)は、家屋と償却資産に区分して評価します。

#### 【家屋として取り扱うもの】

- ・家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋と構造上一体となりその家屋の効用を高めるもの

#### 【償却資産として取り扱うもの】

- ・構造的に家屋と一体でないもの(屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等)
- ・独立した機械・装置としての性格が強いもの(受変電設備、電話交換機等)
- ・工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの(電気設備、ガス設備等)
- ・サービス設備としての性格が強いもの(ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等)

### ②テナント(賃借人)が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)

テナント(賃借人)など家屋の所有者以外の方が、その事業の用に供するために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第 343 条第 10 項及び筑西市税条例第 54 条第8項の規定により、テナント(賃借人)が償却資産として申告してください。

設備等 の種類	設備等の分類	設備等の内容	事業用家屋の所有区分			
			自己所有		借家	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設 備、照明器具設備	屋外設備一式、誘導灯、非常灯 等		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤 等	○			○
	LAN 設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線 等	○			○
給排水衛 生設備	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			○
	監視カメラ設備	受像機(テレビ)、カメラ 等		○		○
		配管・配線 等	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	給排水設備	屋外設備、引込工事 等		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ 等	○			○
	給湯設備	電気温水器、瞬間湯沸器 等		○		○
		ユニットバス、床暖房、システムキッチン、中央式給湯設備 等	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事 等		○		○
		屋内の配管 等	○			○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ 等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備 等	○			○
	空調設備	ルームエアコン(壁掛型) 等		○		○
		ダクト式空調設備 等	○			○
その他の 設備等	運搬設備	工事用ベルトコンベア 等		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 等	○			○
	厨房設備	飲食店・ホテル・寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機 等		○		○
	その他	広告塔、ネオンサイン、看板、ごみ処理設備 等		○		○
外構工事	外構工事	門・塀・緑化施設 等		○		○

## 4.申告書類の記載例

### (1)償却資産申告書の書き方

該当する方を○で囲んでください。短縮耐用年数の承認や増加償却の届出をされている場合はその写しを添付してください。

受付印		令和 8 年 1 月 16 日												令和 8 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)																												
所 有 者 者	1 住所 (ふりがな) 〔又は納税通知書 送付先〕	〒308-8616 法人の場合は、本店の所在地 茨城県筑西市丙 360 番地 (電話 0296-××-××××)												※所有者コード 記入不要	二十六号様式 (提出用)																											
	2 氏名 (ふりがな) 〔法人にあっては、 その名称及び 代表者の氏名〕	筑西 太郎 法人の場合は、法人名称と代表者名 (屋号 ○○不動産)													3 個人番号又 は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1	4 事業種目 (資本金等の額)	不動産賃貸業 ( 5 百万円 )																								
	5 事業開始年月	平成 31 年 4 月												6 この事業に従事する 者の氏名及び年齢	筑西 花子 (電話 0296-xx-xxxx)																											
	7 税理士等の団名	茨城 三郎 (電話 0296-xx-xxxx)												8 短縮耐用年数の承認 有・無	9 増加償却の届出 有・無	10 非課税該当資産 有・無	11 課税標準の特例 ①・無	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	13 役務会計上の償却方法 定率法・定額法	14 青色申告 ②・無																						
資産の種類														取 得 価 値																												
前年前に取得したもの(イ)														前年中に減少したもの(ロ)														前年中に取得したもの(ハ)														計(イ)-(ロ)+(ハ) (二)
1 橋 梁 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	15 市(区)町 村内における 事業所等賃 貸の所在地	筑西市乙○○番地																												
2 機械及び 装置	5 000	000	000										①																													
6 工具、器具 及び備品	1 650	000			800	000							②																													
7 合 計	5 650	000			800	000			1 500	000			③																													
評 價 額 (左) ※ 次 定 價 格 (右)														課 税 標 準 額 (ト)																												
1 橋 梁 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	16 賃貸業 有・無	筑西市甲○○番地 (株)△△リース																												
2 機械及び 装置													該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、貸主の 名称等を記入してください。																													
3 車両													17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家																													
4 航 空 機													18 備考(添付書類等)																													
5 車両及び 運搬具													特例該当資産申告書添付																													
6 工具、器具 及び備品													①前年の申告から変更がない場合は、「償却資産 増減なし」と記入してください。 ②特例該当資産がある場合は、「特例該当資産申 告書添付」と記入し、申告書と添付書類を合わせ て提出してください。 ③転出・廃業・解散等があった場合は、異動事由及 び異動年月日を記入してください。 ④該当資産がない場合は「該当資産なし」と記入し てください。																													
7 合 計																																										

記入不要

ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は  
記載してください。

## (2)種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

印字してある内容(前年度までの申告内容)に変更がある場合は、朱線2本で抹消し、その欄内の下段に正しい内容を記入してください。

取得年月・取得価額・耐用年数は忘れずに記入してください。

### (3)種類別明細書(減少資産用)の書き方

同封の種類別明細書(増加資産・全資産用)にある資産コードを記入してください。

令和 8 年度		種類別明細書(減少資産用)											
所 貯 者 コ ー ド		取 得 価 頤										所 貯 者 名	
記入不要		数 量			取 得 年 月			取 得 価 頤				1 枚のうち	
行 番 号	資 産 の 品 項	資 産 の 名 称 等	年 号	年	月	年	月	額	利 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分	所 貯 者 名	1 枚のうち
01	6	27	ルームエアコン	1	4	27	2	400 000	6	1	①②③・④	筑西 太郎	1 枚
02	6	78	パソコン	2	4	30	2	600 000	6	1	①②③・④		
03	6	110	ロッカー	1	5	2	4	200 000	15	1	①・②・③・④		
04										1	①・②・③・④		
05										1	①・②・③・④		
06										1	①・②・③・④		
13										1	①・②・③・④		
14										1	①・②・③・④		
15										1	①・②・③・④		
16										1	①・②・③・④		
17										1	①・②・③・④		
18										1	①・②・③・④		

以下のお該当する番号を記入してください。  
 1=構築物(建物附属設備含む)  
 2=機械及び装置  
 3=船舶  
 4=航空機  
 5=車両及び運搬具  
 6=工具、器具及び備品

一部減少の場合は、減少した資産の数量と取得価額を記入してください。

減少した事由について、具体的に記入してください。  
 ①売却の場合  
 売却先の名称等  
 ②滅失の場合  
 滅失の理由等  
 ③移動の場合  
 移動資産の受け入れ先所在地等  
 ④その他  
 一部減少の場合などは、その内容

## 5.その他

### (1)申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話での問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行う場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

### (2)過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで(地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分)遡及することとなります。

### (3)申告に際しての注意点

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び筑西市税条例第75条の規定により、過料及び不足税額の徴収となることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

### (4)個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合

個人番号を記載した申告書を提出する場合は、番号法に定める本人確認が必要となります。マイナンバーカードまたは、番号及び本人確認書類の写しを添付してください。ただし、個人番号の記載や本人確認書類の添付がない場合でも、申告書は有効なものとして受け付けます。

### (5)農耕作業用トレーラの申告について

小型特殊自動車の農耕作業用トレーラについては、軽自動車税種別割の課税対象となります。二重に申告することのないようご注意ください。

※詳しくは筑西市財務部市民税課(0296-24-2113)へお問い合わせください。

### (6)耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。

固定資産税(償却資産)においては、平成21年度から、改正後の耐用年数に基づき申告していただくことになります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますのでご注意ください。

### (7)申告がない場合の「みなし課税」について

「みなし課税」とは、過去の申告内容をもとに、前年度と同様の償却資産を所有しているものとみなして課税する方法です。筑西市では令和4年度の課税分から、申告書の提出がない場合は「みなし課税」を実施しています。「みなし課税」が行われた場合でも、償却資産は必ず申告してください。